

摂津市議会

# 民生常任委員会記録

平成18年9月11日

議 会 事 務 局

# 目 次

民生常任委員会

9月11日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名 .....	2
議案第56号所管分の審査 .....	2
補足説明（保健福祉部長）	
質疑（村上委員、上村委員、安藤委員）	
議案第57号の審査 .....	16
質疑（村上委員、安藤委員）	
議案第62号の審査 .....	19
質疑（村上委員、安藤委員）	
議案第63号の審査 .....	20
質疑（安藤委員）	
議案第65号、議案第66号の審査 .....	22
質疑（村上委員、上村委員、柴田委員、安藤委員）	
採決 .....	30
閉会の宣告 .....	31

## 民生常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成18年9月11日(月) 午前10時 1分 開会  
午後 0時20分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長	嶋野浩一郎	副委員長	安藤 薫	委員	柴田繁勝
委員	本保加津枝	委員	村上英明	委員	上村高義

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長	森山一正	助役	小野吉孝
保健福祉部長	堀口賢司	同部次長兼福祉総務課長	佐藤芳雄
同部参事兼高齢者障害者福祉課長	登阪 弘		
同課参事	小矢田博子	こども育成課長	稲村幸子
国保年金課長	野村眞二	介護保険課長	山田雅也
同課参事兼地域包括支援センター長	川口敦子		

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局次長	野杵雄三	同局書記	湯原正治
-------	------	------	------

### 1. 審査案件(審査順)

議案第56号	平成18年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第57号	平成18年度摂津市介護保険特別会計補正予算
議案第62号	摂津市老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
議案第63号	摂津市立ふれあいの里条例等の一部を改正する条例制定の件
議案第65号	平成18年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算
議案第66号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時1分 開会)

○嶋野委員長 おはようございます。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

理事者からあいさつを受けます。

市長。

○森山市長 おはようございます。

本日は、お忙しい中、民生常任委員会を開催していただきまして、大変ありがとうございます。

当委員会では、過日の本会議で付託されました議案についてご審査をいただくわけでございますけれども、どうぞ慎重審査の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、私は退席をいたしますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○嶋野委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は本保委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、お手元に配付しております案のとおりに行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○嶋野委員長 再開します。

議案第56号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

保健福祉部長。

○堀口保健福祉部長 おはようございます。

それでは、議案第56号、平成18年度摂津市一般会計補正予算第2号のうち、保健福祉部に係る部分につきまして、目を追って補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、9ページの款14、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、民生費国庫負担金は、児童扶養手当の支給対象者の増加に伴う国庫負担金の増額でございます。

少し節の説明にも入りますが、よろしくお願いいたします。

項2、国庫補助金、目1、民生費国庫補助金、節1、社会福祉費補助金のうち、障害児居宅生活支援補助金、障害児タイムケア事業補助金、並びに節2、身体障害者福祉費補助金の身体障害者居宅生活支援補助金など三つの補助金の減額は、節1、社会福祉費補助金として、新たに地域生活支援事業費等補助金が設けられ、この補助金に包含されることに伴う減額でございます。

10ページの節3、知的障害者福祉費補助金は、府営摂津正雀住宅におきましてグループホーム・ケアホームを新たに開設することによるものでございます。

款15、府支出金、項2、府補助金、目2、民生費府補助金、節1、社会福祉費補助金のうち、精神障害者居宅生活支援補助金は、府営摂津鳥飼西住宅におきましてグループホーム・ケアホームを新たに開設することによるものでございます。また、節1の、障害者社会参加促進事業補助金、障害児居宅生活支援補助金、障害児タイムケア事業補助金、並びに節2、身体障害者福祉費補助金の減額は、国庫補助金の、節1、社会福祉費補助金に計上いたしております地域生活支援事業費等補助金に包含されることに伴う減額でございます。

11ページの節4、知的障害者居宅生活支援補助金は、グループホーム・ケアホームの新規開設によるものでございます。

款15、府支出金、項3、委託金、目

2、民生費委託金は、国庫補助金の節1、社会福祉費補助金に計上しております地域生活支援事業費等補助金に包含されることになったため、減額するものでございます。

12ページ、款18、繰入金、項1、特別会計繰入金、目2、介護保険特別会計繰入金1,028万6,000円は、介護保険特別会計の平成17年度決算に伴う精算金を繰り入れるものでございます。

次に、歳出でございますが、14ページ、款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費、節19、負担金、補助及び交付金のうち、精神障害者地域生活援助事業補助金は、グループホーム・ケアホームの開設に伴う備品購入費等に対する補助金でございます。また利用者負担額助成金は、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業が10月から実施されることに伴い、利用者負担の軽減措置を図るべく、地域生活支援事業において月額上限負担額を設定するとともに、国制度の介護給付・訓練等給付及び補装具と合わせた総合負担上限制度を創設し、利用者負担額の助成を行うことによるものでございます。

節20、扶助費は、府営摂津鳥飼西住宅に開設を予定しております精神障害のある方のグループホーム・ケアホームに係るものでございます。

節28、繰出金は、介護保険制度改正の周知に係る事務費の増額に伴う介護保険特別会計繰出金の増額でございます。

15ページ、目5、身体障害者福祉費は、歳入の補正に伴います財源内訳の変更でございます。

目6、知的障害者福祉費は、府営摂津正雀住宅に開設を予定しております知的障害のある方のグループホーム・ケアホー

ムに係るものでございます。

目7、老人医療助成費、並びに目8、身体障害者医療助成費は、昨年度の精算による府費返還金でございます。

16ページ、項2、児童福祉費、目2、児童措置費は、児童扶養手当の支給対象者の増加による支給額の増加に伴い増額をするものでございます。

目5、乳幼児医療助成費、並びに目6、ひとり親家庭医療助成費は、昨年度の精算による府費返還金でございます。

以上、補正予算の補足説明とさせていただきます。

○嶋野委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

村上委員。

○村上委員 おはようございます。

今回の補正は、平成17年度の決算等々によつての補正ということも、先ほどご説明がありました。

その中で、14ページのところなんですけれども、若干説明がございました歳出の面で、款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費、節19、負担金、補助及び交付金ということで、説明の中に、利用者負担額助成金150万円というのは、障害者の自立支援法に伴う摂津市としての助成ですということをお聞きしましたけれども、この内容について詳しくご説明をお願いしたいと思います。

それと、2点目なんですけれども、15ページ、目6、知的障害者福祉費、節19、負担金、補助及び交付金ということで、知的障害者のグループホーム整備補助金ということで、これ府営の分とお聞きしたんですけれども、整備について、内容についてわかる項目があれば教えていただきたい。

この2点をお願いしたいと思います。

○嶋野委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 初めに、14ページの、利用者負担額助成金の制度内容についてでございますが、ご存じのように、4月から障害者自立支援法が施行されておりまして、また、二段階施行という形で、10月から新たな施行分がございます。

障害者自立支援法につきましては、大きく国制度と10月から始まります地域生活支援事業の市町村制度がございまして、現在、国が考えております利用者負担につきましては、国制度の介護給付・訓練等給付で一つのサービス群、それから、補装具で一つのサービス群、自立支援医療で一つのサービス群という形で、それぞれのサービス群ごとに負担がふえないように、月額の利用者負担上限額が設定されております。また、10月から始まります地域生活支援事業につきましては、市町村で利用者負担を決定することになっております。

そして、とりあえず、国制度につきましては、原則1割負担となっております。今、10月以降、市が考えておりますのは、まず、地域生活支援事業につきましては、大きくサービス群を二つに分けて、日常生活用具と日常生活用具以外のガイドヘルプ等のサービスの二つに分けて、それぞれに利用者負担の上限額を設定しようということで、移動支援につきましては、市民税非課税世帯につきましては2,000円、課税世帯につきましては4,000円、日常生活用具につきましては、非課税世帯1万2,000円、課税世帯2万4,000円とするということ。

それから、国の制度では、介護給付・訓練等給付につきましても、例えば、低所得1の方につきましては、月額上限負

担額が1万5,000円となっております。補装具につきましても1万5,000円という形になっております。

そうしますと、もしある方が、介護給付・訓練等給付のサービスをたくさん受けられ、また、補装具のサービスをたくさん受けられた場合には、計合わせて3万円の負担になります。そして、また、先ほど申し上げました地域生活支援事業につきましても、サービスを受けられますと、2,000円、1万2,000円という負担がかかってまいりますので、合わせますと4万4,000円の負担がかかってくるということになります。これでは余りにも負担が大きくなるということで、摂津市の場合につきましては、これらのサービスを一つのサービス群ととらまえて、あらゆるサービスを利用した場合につきましても、国制度の月額上限負担額であります1万5,000円にとどめようという、残り2万9,000円の市の補助を行ってこうというふうに考えております。ただ、現実的には、こういった形でたくさんのサービスを受けておられる方はいらっしゃいませんので、こういった市独自の軽減措置を設けても、今回計上させていただいておりますように、年間で300万円程度、今回は年度後半の半年分になりますので、150万円の予算計上をさせていただいております。

それから、2点目の、知的障害者のグループホーム補助金でございますが、これにつきましては、提案説明にもございましたように、府営の摂津正雀住宅の方で、10月以降に知的障害者の方のグループホームを開設していきたいということで、その開設時に、補修なり備品等の初度調弁品をそろえるに当たりまして、一応、制度的には二つございまして、いわ

ゆる民間等の住宅を借りられてされる場合につきましては100万円の補助をいたしますが、府営住宅ということで、公営住宅ということでございますので、一応80万円という形の補助制度をつくらせていただいております。

○嶋野委員長 村上委員。

○村上委員 ありがとうございます。

最初の、14ページの、利用者負担額助成金の件なんですけれども、国の制度と申しますか、それから比べると3分の2とか半分ぐらいの負担という形で市民の方が利用できるのかなと、そういう認識を受けとるんですけれども。

確かに、市民の方にとってはよりよいものかなということ、そんなに利用されている方が多くないということで、市の財政を圧迫してないというか、大きな支出はないというようなこと、ございました。

これ、おおむね、障害者自立支援法も3年ごとに見直しということですので、この助成の方も3年後には見直しというのが出てくるのかなというふうに思うんですけれども、その中で、今回、要望なんですけれども、こういう形で市民の方に、市独自としての補助というものを残していただければなと、そういうふうに思います。

1点なんですけれども、北摂というか、大阪府下で、こういう形で、また別に障害者自立支援法が10月に施行されるということに伴っての新たな助成というのは、**他市**でもあるのがわかれば、ちょっと参考で教えていただければなというふうに思います。

次に、15ページの、知的障害者の件なんですけれども、10月から整備をされるということで、これは要望として、よりよいというか、活用しやすいような

形での整備内容にしていいただければなと思いますので、先ほどの1点だけ、ちょっと質問させていただきたいというふうに思います。

○嶋野委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 10月からの障害者自立支援法の、特に地域生活支援事業施行に伴います利用者負担金の、大阪府下の各市の状況等についてということでご質問いただきました。

ちょっと大阪府下全体については十分把握できていない部分がございます、北摂7市につきましては、従前から情報交換等を行っておりますので、情報につきましては把握いたしております。

先ほど申し上げましたように、地域生活支援事業の移動支援等につきましては、2,000円あるいは4,000円を上限とする、それから、日常生活用具につきましては1万2,000円あるいは2万4,000円を上限にするというのは、一応これ大阪府の市長会案でございまして、北摂各市におきましては、日常生活以外の、いろいろ各市で行われております地域生活支援事業に該当するサービスを、すべて移動支援の中を含めますといえますか、ほうり込むといえますか、合わせて2,000円、4,000円の上限負担を行うという形で、吹田市と摂津市以外の5市につきましては、そういった形で軽減措置を設けてございまして、摂津市のように、一応国制度とリンクはさせないと。ですから、先ほど申し上げましたような、合わせて4万4,000円の負担を求めていくという形をとっております。

それから、吹田市につきましては、もう既にことしの5月の段階で、国の制度であります低所得1の1万5,000円、低所得2が2万4,600円、それから、

一般の世帯が3万7,200円という上限負担月額がございしますが、これを、18年度につきましては4分の1、19年度につきましては2分の1、20年度につきましては4分の3にするという、既に独自の軽減措置をとっておられますし、また、今回10月からにつきましても、お聞きしている範囲では、日常生活用具も含めまして、非課税世帯2,000円、課税世帯4,000円という総合管理を行うと。ただし、10月から、日常生活用具の方に補装具から移行します**ストマ**関係については、別途1割負担で1万2,000円、2万4,000円という上限負担を設けるといふふうにお聞きしております。

○嶋野委員長 先ほどの件で、府内の状況を把握した際には資料の提示を求めるといふことでよろしいですか。

○登阪保健福祉部参事 はい。

○嶋野委員長 そうしたら、それ、よろしくお願ひいたします。

ほかに質問ございませんでしょうか。

上村委員。

○上村委員 私の方から1点だけ質問させていただきます。

障害者自立支援法にかかわる摂津市の今回の補助ということは、私も、これは市長の公約というか、政策の目玉に上げてます障害者の支援といふことで、十分納得できることじゃないかなといふことを思ってますので、この件については了解といたします。

それ以外で、16ページの、児童扶養手当、今回補正といふことで、1,160万8,000円といふことで計上されておりますけれども、この中身について、実際何人の人が対象かなといふことと、今回のこの補正の上げ方として、これはいつからいつの対象者かなといふのを教

えてください。

まず、最初にそれだけお聞かせください。

○嶋野委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 今回の補正の内容なんですけれども、受給者数の増加によるものでございしますが、その対象者数といたしましては、例年でしたら、定時支払いの4月支払い、それから、8月支払いにおいて、8月支払いの時期の方が少なくなっていくんですけども、今回、定時支払い時点で見ますと、4月の支払い者が745名、そして、8月の支払い者が759名といふふうになっておりまして、増加しております。例年でしたら、3月に18歳を迎えられる方が支給対象からなくなっていくので、その分減っていくんですけども、それを上回った形で新規に申し込みをされる方がふえまして、そういうことで、8月に定時支払いの対象となる方がふえてきたわけです。必ず8月よりも12月の支払いの方がふえていきますので、今までのその増加率を見まして、このままいきますと当初の予算よりもオーバーするのではないかといふことで、12月支払いの見込みとしまして、増額といふことで今回の補正をお願いしております。

もう実際に、昨年3月までを対象とした方につきましては4月にお支払いをしておりますし、それから、4月から7月分の方につきましては8月に定時の支払いをしております。8月から11月までの方に対して12月に支払いを行うわけなんですけれども、その間、また、随時支払いで支払いを行っているわけなんですけど、12月の支払い分と、それから、随時支払いも全部含めまして、当初の予算より不足する分について、今回補正といふことで上げさせていただいております。



す。

○嶋野委員長 上村委員。

○上村委員 わかりました。

この児童扶養手当、今までもそうだったんですか。この四半期というか、3か月おきのこの支払いで過不足が生じたらこういう補正を組むということですとずっとやってきたということですよ。

児童扶養手当がふえることがいいのか、悪いのか、非常に判断に苦しむんですけども、とりあえずふえてきたということでは、これは母子、ひとり親がふえてきているということでありまして、こういう手当制度は、これは非常にいいことであって、私もひとり親家庭知ってますけれども、生活的に非常に厳しくて、仕事があっても、パートぐらいしかないということで、パートだと月収12、3万円ぐらいがやっとかなということで、非常に厳しい生活をされておるということで、小さいときはいいんですけども、これが高校、18歳になるまでなんで、中学校、高校、一番お金要るときに、非常にしんどいなというのを目の当たりにしています。

そういった意味で、手当自身としては、これは**いたしかたない**というか、これはちゃんとしていかなければならないということなんですけれども、これは、こども育成課の課長にかかわることではないんですけども、摂津市は、市長が、障害者ということと女性ということ、今回、政策の柱に置いてますし、当然、このひとり親というか、児童扶養手当の支給の対象者が女性というのが大多数を占めるのではないかなと思ってますし、そういった意味では、やっぱり手当以外にも、就労ということでも支援が必要ではないかなということが非常にあるんですけども。なかなか実際、社会では、

就労ということでは非常に難しい面があって、パートを余儀なくされておるというのが現状ではないかなと思います。

そういった意味で、やっぱり市として、行政として、そういった意味の就労支援というか、ひとり親の就労支援ということも非常に大きな仕事の一つになってくるのではないかなと思ってますし、そのことが、やはり手当以上の安心感を親に与えるのではないかなと思ってます。

そういったことについて、どういう考えを持っておられるのか、その点だけちょっとお聞かせをお願いしておきます。

○嶋野委員長 暫時休憩します。

(午前10時26分 休憩)

(午前10時27分 再開)

○嶋野委員長 再開いたします。

稲村課長。

○稲村こども育成課長 母子家庭の方の就労支援というお話でしたけれども、現在、ひとり親家庭の自立促進計画を策定中でございまして、その中におきまして、委員の中に摂津市商工会の方ですとか、それから、茨木市の職業安定所の方ですとか、そういう就労の関係のところにも入っていただきまして、やはり児童扶養手当だけということではなくて、ご本人にしても、ご自分で生活できる仕事につけて、その仕事を通して自分たちで生活していくことを望んでおられることには間違いがございませんので、できるだけそういうことが少しでも支援できるような方向で計画を立てていきたいというふうには思っております。

その中で、母子家庭自立支援給付金事業というのが国の制度でございまして、母子家庭常用雇用転換奨励金という制度と、それから、母子家庭自立支援教育訓練給付金という制度と母子家庭高等技能訓練促進費という制度がございましてけれ

ども、まだ17年度では1件ずつぐらいの事業ではございますが、これまた児童扶養手当の現況届を出していただくときですとか、いろいろな機会をとらえて、こういう制度がありますよとか、こういう講座を受けられてはどうですかとか、そういうようなこともお伝えしながら、いろいろな技能を身につけていただいた上で就職のお手伝いができるとか、あるいは企業の方でパートから常用雇用にかわったときに奨励金が出るとか、そういうようなことについてもいろいろとご紹介しながら進めていけたらというふうには思っております。

○嶋野委員長 上村委員。

○上村委員 ありがとうございます。

以前、母子家庭の就労支援ということで、女性センターでの研修をされていて、予算がなかったのかどうか知りませんが、この委員会の所管とは違うんですけれども、一人だけ受けてる。結構大きな予算を使って、その人の、パソコンか何かの就労支援をされたということが、ほかの委員会でも聞いたことあるんですけれども。

今、女性の就労支援ということで、商工会等とも連携しながら取り組んでいくということであり、やはりひとり親になって、実際生活、子どもが2人とか3人おる中で、高校、大学を卒業させるとなると非常に多額の金も要るし、将来を考えると非常に不安になってくるというのが。今、パートとか勤められておりますけれども、実際、同じパートの中身でも、若い女性のパートと、こういう子どもさんを持ったパートの女性では生活観が全然違ってくると思うんです、将来性を見た場合に。やっぱりそういったことも勘案しながら奨励していくというようなことを、メリハリをつけた取り組みをしてい

かないと大変だなというのを私自身も思っていますので、そういった声を行政の方からも大きくしていただいて、市長の、やっぱり障害者と女性ということでは、女性の、ここの市役所に採用するということが、幹部職員を登用するということが必要ですけれども、それ以外にも、やっぱりそういった女性のひとり親が働く生活環境、仕事環境も支援していくということも、非常に大きな励みになるんじゃないかなと思っていますし、非常に難しいことでもありますけれども、これはこの行政だけで取り組める問題でもないでしょうし、やはりそういう企業とか摂津市内のあらゆる人の協力を得ながらしていくことが必要になってくる。やはり、しかしここから発信していかないと物事に進んでいきませんので、ぜひそのことも大きな声で、ぜひ支援していただきたいなということを要望して、私の質問を終わります。

○嶋野委員長 ほかに質問ございませんでしょうか。

安藤委員。

○安藤委員 9ページから11ページ、ご説明ございましたけれども、障害者自立支援法にかかわっての補助金のことで

先ほどもご説明がありましたけれども、地域生活支援事業への移行に伴って、国と府で合わせますと約3,400万円ほど補助金がカットされて、かわりに地域生活支援事業への補助金として1,786万3,000円ということになった。差し引き1,700万円ほど補助金が減ってきている計算になるわけですが、この地域生活支援事業への移行にかかわって、今ここにもありますように、障害児・者居宅支援であるとか、身体障害者の居宅支援とかタイムケアであるとか、それぞ

れの事業について、補助金が非常に小さくなっていますけれども、その事業自体はどのように移行されていくのか、継続されていくのか、地域生活支援事業として、そのサービスの中身についてはそのまま継続をしていくというふうなことなのかどうか、ちょっとその点をお聞かせいただけたらと思います。

それから、新たにこの10月から、地域生活支援事業ということで、国からの少ない補助金、そして、サービスの内容であるとか、サービスの利用料であるとか、そういうものは、各地方自治体の判断にゆだねられるということで、これまでもご説明いただいてきたわけですが、今まで行われてきた地域生活支援事業に移行するサービス以外に、新たな地域生活支援というようなサービスが設けられているのかどうか、ちょっとその点をお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう一つは、14ページの、先ほども質問がありましたが、利用者負担額助成金150万円についてです。ご説明いただきましたが、障害者自立支援法ができて、応益負担となって、今までの応能負担から、原則1割負担となる。障害者の方が自立のために、社会参加をするためにこれまで受けてきたサービスを利用する負担が非常にふえてきたということで、非常に全国の自治体でも独自の軽減策をつくりながら、国の方にもいろいろな要望されているというふうに思うわけですが、今回、総合上限制度というものを設けられた。それが150万円の予算ですよということのご説明です。

もちろん、この総合上限制度を設けることで、重複利用者の方の負担が軽減されるということで、これはこれで非常にいいことだと私も評価できるものだと思います。この150万円の根拠、これ

はどういったところから出てくる数字なのかという点をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

今まで、3月末まで応能負担で利用されていた方が、4月から応益負担となつて、いろいろな負担が既に始まっております。上限額が、この9月末までは、それぞれ上限額が設定されて、費用が発生しているわけだと思いますけれども、その上限額に達している方、達していない方、そういった実態の数字から出てきたものなのかどうかということも含めて、ちょっと教えていただけたらと思います。

○嶋野委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 まず、10月から施行されます地域生活支援事業のサービスの内容についてでございますが、委員ご指摘のとおり、この9月まで、介護給付等のサービスで実施できていたサービスにつきましても、一部10月以降の新たな国の制度に移行できなくて、地域生活支援事業の中で対応していかなければならない事業。具体的に言いますと、例えば、ふれあいの里の身体障害者福祉センターで行っております身体障害者のデイサービスや、あるいはとりかい白鷺園さんの方でお願いしております身体障害者デイサービス、それから、今まで介護給付で対応できておりましたガイドヘルプサービスが地域生活支援事業になるなど、幾らか、幾つかの面で大きな影響が出てくるわけでございますが、やはり現実の問題としまして、実際にそこでサービスを利用されて、生活設計を立てておられる方がいらっしゃるわけでございますので、市といたしましては、引き続き現行のサービスを維持してまいりたいというふうに考えております。

それから、サービスの利用料につきましては、これまで、例えば、相談支援関

係とか、手話が必要な方が実際出かけられるときに、手話ができる方についていただいで、いろいろと支援をしていただく手話奉仕員の派遣事業、これにつきましては、これまでも無料で行ってまいりましたので、引き続き無料で対応してまいりたいというふうに考えております。

その他のサービスにつきましては、何らかの形で今までも利用者負担をいただいでおりましたので、ここの部分につきましては、原則1割負担を導入させていただきまして、先ほど申し上げましたような総合上限管理のもとで、利用者負担が大きくなるのを防いでいきたいというふうに考えております。

それから、新たなサービスにつきましては、例えば、デイサービスセンターの新たな移行の形態としての、例えば地域活動支援センターや、それから、府営住宅等の公営住宅におきまして、これまで身体障害者の方につきましては、ひとり暮らしといえますか、独居での入居は認められておりましたが、これが、知的障害の方や精神障害の方につきましても、一定の支援が前提のもとで入居が可能となつて、そういった方に対する**居住**支援等の事業等幾つかの事業もごさいます。10月からにつきましては、こういった新しい事業については、ちょっとまだ取り組めないというふうに考えておりますけれども、今後、こういった事業につきましても、また取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、10月から設けます総合上限制度で150万円の予算を計上させていただきますその根拠でございますが、一応、介護給付・訓練等給付や移動支援等につきましては、本年度の4月分の実績、それから、補装具や日常生活用具に

つきましては、平成17年度、1年間の、これは毎月、毎月使われている制度というよりは、年に1回とか2回とか利用される方が多いわけですので、17年度の実績を踏まえまして、大体、私どもの計算では、約50人程度の方が、この軽減措置によって適用を受けていただけると。その額が、大体、年間として300万円程度ではないかという計算のもとで、今回、その半年分として150万円を計上させていただきます次第でございます。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 1点目の、地域生活支援事業への移行であるとか、この新たな自立支援法に基づいて新体系に移行する中のサービスの継続についてはご説明いただきましたが、さまざま、これからいろいろ困難な、財政的にもいろいろな困難な部分もあるかとは思いますが、現に今行われて、利用されているサービスが縮小されることのないように、これもぜひ続けていただくようお願いをしたいと思つます。

それから、新しいサービスとしてのお話もちょっとご紹介いただいたんですが、この点についても、地域生活支援事業ですから、国の補助金というのが期待できない中で進めていかなければならないサービスとして、しかし、これ、摂津市の障害者長期行動計画の中でもうたわれているように、障害者福祉の精神の理念を実現していくという意味では進めていかなければならないものだというふうにも思つますので、ぜひ実現に向けて努力をしていただきたいと思つます。

それから、利用者負担の軽減策についてです。

ご説明いただきました助成金150万円の根拠をお示しいただいたわけですが、応能負担から応益負担にかわつたという

ことで、今回の総合上限制度のもとでは50人ほどの方が軽減されるというふうなお話でした。各自治体、先ほども、他市の軽減策等の紹介もしていただいたわけですが、吹田市さんだけでなく、全国いろいろな自治体で独自の軽減策に取り組みられています。150万円、年間に300万円という予算が大きいのか小さいのか、それぞれ受け取る側によっていろいろ判断があるかと思えますけれども、応能から応益にかわったということ自体、利用料の負担が大きくなる方が今までより多くなっていると思うんです。その辺の実態をどのようにつかんでおられるのかなというふうに思うんですが、3月末までの応能負担でのサービスを利用される、今までの支援費の制度で利用されている方が、今度の新たな制度のもとでの負担が、上限額までは達していないにしても、負担がふえた方というのはどのぐらいいらっしゃるのかと。その点は把握しておられるのかどうか、ちょっとその点をお聞かせいただきたいと思えます。

それから、仮の話で恐縮ですが、吹田市さんが行っているような、例えば上限額、3年ごとの見直しということで、今後3年間、4年間での時限立法というような形での軽減策をとっておられるようですが、18年度が、上限額の4分の1に上限額を下げると。来年は2分の1、その次が4分の3というようなことで、上限額を軽減している制度を、この摂津市でもしやったら、どのぐらいの予算が見込まれるのかということも、ちょっと一度お聞かせをいただけないでしょうか。

○嶋野委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 支援費制度から自立支援法に基づくサービスの提供に移行して、利用者負担がふえた方がどのぐ

らいいらっしゃるかというご質問だと思いますけれども、ちょっと今手元にきちっとした数字を持っておりませんが、支援費制度のもとにおきましては、基本的には、20歳以上の方につきましては、ご本人さんの所得に基づいた費用負担になりますので、かなりの収入のある方以外は、利用者負担については、比較的低額であったというふうに思います。そういった意味では、1割負担が導入されて、かなり多くの方がやはり利用者負担はふえているだろうというふうに思っております。

ちなみに、ちょっと全体の人数がよくわからないので、そのかわりといまして、一応、介護給付・訓練等給付のサービスの利用者、4月分の実績で見ますと、大体280名ぐらいの方が利用されております。そのうち、先ほど、吹田市さんのお話もございましたけれども、負担上限額いっぱいを利用されている方、あるいはその4分の3以上を利用される方、2分の1以上を利用されている方、あるいは4分の1以上負担されている方、これを大体合わせますと、摂津の場合は110名ぐらいの方がいらっしゃいますということでございます。

ですから、もし二つ目の質問でおっしゃってました、吹田市と同等の制度を設けますと、18年度においては110名ぐらいの方が、4月分の実績から言いますと対象になるのではないかなというふうに思っております。金額につきましては、少しちょっとまだ算定をいたしておりませんので、申しわけございませんが、お許しいただきたいと思えます。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 ご説明いただいたように、応能から応益負担にかわるということで、今まで、本人の収入によって利用料が決

まってきたと。ですから、限りなく低い利用料もしくは無料で、障害を持っている方々が社会参加をする、自分らしく生きていくための社会参加をするためのサービスを受けることができていると思いません。今回、こういった法律ができて、原則1割応能負担、もちろん、摂津市で少しでも軽減をしようということでの総合上限制度を設けられたということは、非常に評価するものでありますけれども、上限額に達していないでサービスを受けておられる方が、やはり負担がふえている方が多数だということは明らかではないかなというふうに思うわけです。

全国でも、やっぱりいろいろ問題になっているのは、上限額に達しない方で、今までよりも負担がふえることによって、例えば、外に出るときに、目の不自由な方、目に視覚障害をお持ちの方が、ガイドヘルパーさんを利用することによって社会に参加できる、自分らしくいろいろなところの活動に参加できるというようなことを、ちょっと足をとめてしまう、もしくは活動を抑制してしまう圧力になっていきかねない問題だと思えます。

今後、さらに自立支援法が小規模作業所などの、今後5年間で新体系に移行していくいろいろなサービスを、どんな事業を行っていくのか選択を迫られているわけですが、その選択をしていく中で、現に利用されている方がどのような利用負担になって、サービスが受けられなくなるのか、ならないのかということも非常に大きな問題だと思うわけで、やはりこの法律での一番の問題、そして、何に自治体として頑張らなければいけないのかというと、やっぱり利用している人たちが、経済的な理由によってサービスを抑制しなければならないというような事態を起こさせない、そこに全力を挙

げる必要があるんじゃないかなと思います。もちろん、国の方に対して、いろいろな自立支援法の矛盾点、問題点、改善を、介護給付であるとか訓練給付であるとか、補装具というのは国の方の法律で、補助金もついている問題ですから、国の責任だと言ってしまえばそれまでですけども、しかし、そうしたもとでも、各自治体で軽減策、上限額を半分にしているところも現に出てきています。そういった努力をしていくことがすごく大事だと思うわけです。

今、仮に吹田市さんの制度を摂津市に当てはめた場合に、4月の実績では110名の方が対象になります。金額等また詳しい資料が出ましたら、ぜひちょっと参考にいただきたいなと思うんですけども。

いずれにしても、この総合上限制度をつくるのに、半期で150万円、年間で300万円ですね。私、この金額というのは、一人一人サービスを受けられる方にとっては非常に大きなお金かもしりませんけれども、摂津市全体の予算からして、そして、障害者福祉の理念を実現していくという事業の重要性から見て、決して高くない数字だと思うんです。これは、もっと踏み込んで、110名の方々、さらにはもっと広げていって、軽減策をとったとしても、その予算というのはそんなに大きく膨れ上がるものではないというふうに思うんです。

その点のお考えを、ぜひちょっとお聞かせをいただけないかなと思います。

○嶋野委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 利用者負担の考え方については、非常に今難しいかなというふうに思いますけれども、例えば、吹田市の例が一つ、今議論になっているわけでございますけれども、もちろん、

吹田市さんは、摂津市より一步踏み込んだ利用者負担の軽減措置を設けておられると思います。しかし、一方で、18年度、4分の3、19年度、2分の1、20年度、4分の1という、こういったいわゆる経過措置的なやり方については、私どもとしては若干疑問がございます。当然、我々といたしましても、今3年スパンで障害者福祉についても考えていかなければならないということで、今回の軽減措置につきましても、20年度でとりあえず一度また見直しを図ってまいりたいと思いますけれども、やはり国が今後、利用者等あるいは自治体等からの要望を踏まえて、こういった形で対応してくるかわかりませんが、基本的には、やはり自治体として、もし今の制度が**変わらない**というもとでは、市としての一定の努力もしていかなければならないだろうというふうに思う中では、やはり経過措置的な考え方ではなくて、やはり市としての一定の責任を明確にして、ここまでは市として、やはり国と都道府県、市の責任分担の中で取り組んでいくということをややはり明確にする必要があるのではないかなと。

そういう意味では、先ほど、委員自身おっしゃってましたように、介護給付や補装具等につきましては、基本的には国制度、地域生活支援事業については市町村制度ということで、本来、財政的負担も含めまして、国が責任を持つべきところにつきましても、市としまして、やはり利用者のことを考えまして、一定の負担が大きくなるような形での今回の軽減措置を設けたこととさせていただきますので、そのあたりにつきましてもご理解をいただき、市といたしましても、引き続き、今おっしゃっておりますような障害者福祉計画等の理念を実現できるように、限ら

れた財政状況の中で最大限の努力をしてまいりたいということでご理解をいただきたいと思います。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 どうしても見直しが3年ごとということ、その3年の中で、各軽減策を設けているところは、時限立法的な形でやっていると思います。

現に、もちろん制度そのものがいろいろな矛盾や問題を抱えている問題ですから、それによって、結局一番重い負担になっていって困るのは利用者の方々だと思うわけです。自治体として、やっぱり一番大事なことは、制度そのものにいろいろな問題がある場合に、だけど、問題があるからしょうがないと、国の改善を待つというだけでは、それは責任を果たしていることにならないのではないかなということだと思います。

現に、例えば、乳幼児の医療費無料制度、これは、国として国庫負担というのはたしかされてなかったと思うんです。これは、やはり子育ての支援ということで自治体から声が上がって、自治体独自で軽減策を設けていく中で、国に対して国庫負担をとというような運動や要望、摂津の議会でも国庫負担をとというような意見書も採択された経過もあると思うんですが、そういったものにつながってきたと思うんです。

今回、この自立支援の問題についても、例えば、九州の大分市でも、厚生労働省が出した調査書に対して、利用者の1割負担のあり方について、もう上限額を設けても、最初から負担ありきというのはおかしいんじゃないかということ意見を意図として出されているそうです。出しながらも、同時に、大分市自身で国に要望しながら、こうしてほしいというものを、まず自分のところで、この7月ですか、

市独自の負担軽減措置というものを10月からとるということになっているということも聞いています。自治体としての姿勢が今本当に問われている時だからこそ、もちろん抜本的な改善をしていくというのが一番大事なことです。経過措置的な形でやるというのはちょっとおかしいんじゃないかという、登阪参事がおっしゃることもわかりますけれども、しかし、現に負担がふえている方がたくさんいらっしゃる中で、そこを軽減していくというふうに、経過措置であっても、急激な負担増加を和らげる、その負担増によって、この新しいサービスの移行期で、利用者の方々、家族の方々も不安に思っている中で、少しでもその不安を軽減するという意味では、自治体が経過措置であってもとっていくというのは大変大事なことじゃないかなというふうに思うんですけれども、その点、今ちょっといろいろお話もお伺いしたわけですが、助役として、市全体の考え方、予算配分の問題もあるかと思えますけれども、金額的に、大きな何千万、何億というような予算にかかわるような問題ではないと思うんです。目の前にある大きな問題、非常に困難な問題、利用者にとって困難な問題を少しでも軽減するための予算というのを、もう少し拡充するというようなことを考えられないのかどうか、その辺の今のお考えを、ちょっと最後お聞きしておきたいと思えます。

○嶋野委員長 助役。

○小野助役 今、登阪参事の方が答えますように、今回、補正というときに、この10月からの地域生活支援事業についてどういうふうに考えるかということで、先ほど、上村委員からもありましたように、障害の持つ一番、いろんな厳しい方がおられとる中で、一番影響を受け

る障害をお持ちの方のところについては、一定の市長として市政運営の中で、厳しいと言えども、ここに目を当てたいということや中身がこの内容であります。これは、府下的にどうかとかいうことではなくて、これは市長として、これは、今回の費用負担については余りにも大きいと。ここを何とか、担当の意見も聞きながら市長が判断したということありますから、その辺をご評価願いたいと思います。

ただ、今回の問題とあわせて、19年度予算の中から見ても、当然、今までから地域であるとか、女性であるとか、障害者と、ここは、森山市長としても、十分勘案していくというふうに、我々も、またそういうふうな形の中で取り組みをしたいと思っています。

ただ、少し観点が変わるんですが、やはり市民の方々から言わせると、この経常収支比率が110も上がってしまった。そして、しかも、実質公債費比率は府下トップであると。近隣の高槻にしても茨木にしても、私どもの4分の1程度の、高槻は7.6であったり、茨木は8.2であったりありますし、豊能町も6.9というふうな状況であると。実質公債費比率18を超えますと許可制、認可制、いろいろな問題が出てくるということがあります。

したがって、こういうことの中で、市民の皆さん方は、やはり赤字とか財政危機になりますと、やはり何もしてくれないんじゃないかなというような気持ちにもなられるでしょうし、むしろ利用者負担増で切り抜けるのかなと。そういうサービスができないのであれば、職員数をもっと減らしてくださいよと、こういうことも当然出てくると思います。私ども、19年度予算を組むときに、底であるとい



うことはわかっておりました。この17年度が底であると。これ以上の公債費で苦しむことはないと思いますが、ただ、これも一つ、基本的に考えておいてもらわなければならないのは、今の現状のままの施策でいったとしたときに、という条件のもとでありますから、市民の皆さん方は、この市民意識調査を見ておったんですけれども、やはり生活道路であるとか、中心のまちが不満であるとか、市内道路が不満であるとかいろいろな不満もお持ちであります。そういったことも、当然、市も考えながらやっていくわけでありますから、やはり私が基本的に思いますのは、摂津市は、この北摂の三島地域で、8万5,000人の市民が、人口が減っていくというようなことがあった場合に、毎回言っておりますように、これは非常に大きな問題になるというように思います。やはり市に人気があると云いますか、今回、私ショック受けてますのは、北摂7市の職員共同採用試験で摂津市が一番受験者が少なかったということがあります。やはりそういったことも考えますと、市の形を、きちっとやっぱり市民の皆さん方に喜んでもらえることを見せていかなきゃならないというふうに思います。当然、市長は障害者にも目を向けながらやってまいります。ことしも、障害をお持ちの方の採用予定もいたしております。女性採用を考えてもおります。いろいろなところで考えておりますが、いずれにいたしましても、今回の措置については、市長の考え方を反映したものというふうにお含みいただきたい。

我々は、そういう形の中で、19年度に、摂津市として市民に喜んでもらえる施策をどう打てるかということ、いま一度議論しながら進めてまいりますので、そういう形でもって19年度予算に向かっ

てまいりたいということを考えております。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 最後にしますが、大変な財政状況、今、助役の方からも、財政指標等を紹介していただきながらお話をいただいたわけですから。そうした中で、北摂の7市の中でも、吹田、摂津と、総合上限制度を設けたということ、一步踏み込んでいるということについては、私も十分評価をしております。

ただ、先ほどから私申し上げていたのは、そういった総合上限制度を設ける上で、半期で約150万円、年間通して約300万円ぐらいだと。金額の多い、少ないじゃないと言われるかもしれませんが、しかし、障害者福祉というのは、財政が苦しいから、財政が潤っているから、じゃあやりましょうか、やめときましょうかというような性格のものではないと私は思っています。これは、憲法にも保障されている生存権、だれもが生まれもって持っている権利、これを社会参加をするという権利も含めて実現していく。そのための一番最も基本的な部分やなと思っています。

そういった分野について、今、法律が変わって、その権利の行使が非常にやりにくくなる、もしくは非常に不安を持っている人がたくさんいらっしゃるという今の現状のもとで、もうちょっと、現に応能から応益に負担がふえているわけですから、そこにもう少し軽減策を設けられないか。これは摂津市だけが突出してやるということではなくて、全国の自治体さまざまのところでも、現に踏み込んだ軽減策をとってきているところもあるわけですので、そういった点から、もう少し今後の予算編成等、それから、実際どうなのかという、利用者の方々の実態

調査などもきちんと行って、されているかもしれませんが、していただく中で考えていただきたいということを、ちょっと要望として申し上げておきたいと思います。

先ほどもお願いしましたが、例えば、吹田市さんの例でやった場合に、4月の実績値の中からで結構でございますので、費用として、予算としてどのぐらいかかるのかということをやちょっと、また後からでも結構なんですけれども、教えていただけたらなと思いますので、その点、お願いをしておきたいと思います。

○嶋野委員長 ほかに質問ございませんか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時4分 休憩)

(午前11時5分 再開)

○嶋野委員長 再開いたします。

議案第57号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

村上委員。

○村上委員 この議案第57号の6ページのところなんですけれども、3の歳出ということで、款1、総務費、項2、徴収費、目1、賦課徴収費ということで、節12の役務費のこの通信運搬費ということなんですけれども、これは、制度改正の周知するという説明を聞いたように思うんですけれども、この内容についてお答えを願いたいというふうに思います。

○嶋野委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 今回、補正をお願いしております賦課徴収費の役務費の増額についてでございますが、これは、平成18年4月に介護保険制度が改正されて、また、保険料の改定ということ

もございました。この周知を充実しようということで、通常の年と比べて、保険料決定通知時の通知内容や郵送方法等を変更したいということによるものです。

当初予算の範囲内で何とか努力をと考えておったわけなんですけど、この4月の仮算定の通知と7月の本算定の通知時に、通常の年よりも充実した形を図りましたところ、下半期の執行予定を勘案しますと、この40万円の不足が見込まれるということで、今回の補正をお願いするものであります。

具体的にどのような充実を図ったかという内容でございますけれども、通常の年につきましては、4月の仮算定のときには、普通徴収の方については封書で決定通知や納付書のほか啓発の文書を同封して郵送しておりますが、特別徴収、いわゆる年金からの天引きの方については、これ、通常、前年度の本算定の額がそのまま仮徴収の額ということになるために、郵送は行っておりませんでした。7月の本算定時については、普通徴収の方には4月の仮算定と同様に、啓発の文書等を封書で同封しておるんですが、特別徴収の方には、はがき形式の決定通知のみということにさせていただいていました。

ただ、今年度は、制度改正と保険料の改定ということで、前年度から広報紙等で十分周知を図ったり、出前講座等で周知を図ってきたんですけれども、やはり4月に入って、もう少し周知が必要であろうという判断の中で、4月、7月、いずれも、特別徴収、普通徴収、両方の方に、封書で、説明の文書も加えてお送りしたという形で、当初予算の範囲内でおさまらないということになりましたので、補正をお願いしております。

○嶋野委員長 村上委員。

○村上委員 当初予算におさまらなかつ

たということなんですけれども、これ、要は郵送の人数がふえたのか、その内容の、資料の単価が上がったのか、それだけちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○嶋野委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 人数ということではなくて、先ほど言いましたように、普通徴収の方のみ封書だったのが、特別徴収の方もはがきから封書に、あるいは4月はなかったものが、封書で説明文書も加えてお送りしたということで、郵送の単価が上がったということでございます。

○嶋野委員長 ほかにございませんでしょうか。

安藤委員。

○安藤委員 1点お聞きしたいと思います。

9ページの公債費、2,483万6,000円減額ということです。平成17年度の決算の方にもありますが、安定化基金からの借入れが1億44万5,000円から2,590万円、約4分の1に減ったということで、3年間で返還していくこの償還金、公債費が、これも同じように大幅に減ったということだと思います。

この安定化基金からの借入れというのは、1号保険料を財源にするという説明も受けてまいりました。3月の予算の論議の中でも、約1億円ほどの安定化基金からの借入れによって、保険料に対して200円引き上げる圧力がかかるよと。ただ、いろいろ不確定な要素もありますから、調整交付金の率も、実際あけてみると、1.8が1.2とか3とか、非常に低いものになっていく可能性もあるので、この点、保険料に直接影響するものかどうかということも、はっきりというようなご答弁はなかったかと思って

ますが、今回、約4分の1ほどに安定化基金からの借入れが減って、公債費も4分の1ほどに減ります。全体の介護保険の会計総額から比べると、どのぐらいの割合占めるか、この数字見ればわかるんですけれども、この保険料に対する影響額。それから、そもそも安定化基金からの借入れ、1億円借りなきゃいけないよということでの保険料の算定でもあったわけですから、4分の1に減ったということは、その辺の経過ですね、どういったものがあるか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○嶋野委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 安定化基金の減額についてというご質問です。

まず、この財政安定化基金の借入金の算定根拠となったのが、17年度当初に見込みました、17年度の給付費の見込みということなんです。当初、27億8,000万円ほどの給付に対して、法定負担分、国庫、府費、一般会計あるいは支払い基金等の法定負担分21億7,000万円ほど。それと、保険料の収入4億9,000万円ほど。それから、準備基金として17年度に繰り入れることができる2,200万円を差し引いた不足額を基本といたしまして、若干の余裕を見て、1億44万5,000円を借り入れるものということでの想定で当初予算を計上させていただきました。

その後、給付費の見込みを精査しましたことや、それから、本市だけでなく、大阪府内でも、41の保険者中、約6割の保険者で財源が不足するというようなこともありましたことから、大阪府とも調整を行う中で、本市は、この借入金のほかに交付金が1,358万5,000円、そして、この借入金については2,593万5,000円ということで算定

されました。これ、決定が3月27日付だったかと思います。

この財政安定化基金の借入金については、この3期事業計画期間、18年度から20年度の3年間で、無利息ですので、元金均等に償還することとされております。これに伴いまして、当初1億44万5,000円の借入金に対しまして、毎年3,348万1,000円を償還する予算計上でしたが、今回、この額の確定に伴いまして、要は2,593万5,000円の3年償還ですので、18年度につきましては864万5,000円ということで、今年度、2,483万6,000円の減額補正をさせていただいているものでございます。

それで、次に、保険料への影響ということになります。この償還金の財源は、すべて1号被保険者の保険料ということで、償還金が減額になると保険料も少なくて済むんじゃないか、あるいはその分が黒字になるんじゃないかということなんですが、これも、先ほど、安藤委員の方からもありましたように、調整交付金との関係で、ほとんど影響がないということで、その点についてご説明させていただきますと、まず、償還金の予定額1億44万5,000円に対する保険料への影響額は、月額にして一人約200円ということでありました。これに対して、償還金の決定額2,593万5,000円に対する保険料への影響ということになりますと、約52円程度ということでございます。これだけを比較しますと、200円と52円の差ですので、150円ぐらいが余分になるということになるわけなんです。この18年度、国庫、府費、あるいは支払基金への返還金に17年度決算を打ちますと、2,800万円ほどの不足が生じております。これは、

18年度、単年度で返還することになりますので、これも、同じくこの3期の保険料が財源となります。これについて、2,800万円について、一人当たりの保険料の影響額が約56円ということになりますので、先ほどの150円ほどから、さらに50円の影響ということで、約100円程度の影響が出てきております。

しかしながら、先ほど言いました調整交付金について、これはまだ現段階では決定はしておりませんので、今回補正には上げておりませんが、当初、予算編成時においては、第3期事業計画期間の3年間で、保険給付費の約1.82%に相当します1億6,000万円ほどの調整交付金を見込んで保険料を算定しておりますが、その後の数字の精査等で、1.26%前後になるのではないかということが考えられます。

仮に、この3年平均で調整交付金が1.26%だったとしますと、歳入額としては1億1,200万円ほどになりますので、当初の見込みから約5,000万円ほどの減ということになります。この5,000万円に対する保険料への影響額というのは、一人当たり、月額約100円ということで、200円、50円、50円、100円ということで、ほぼ3年間では相殺されるんだというふうに現時点では考えております。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 パズルのようにぴたっとこうはまる計算で、すごいなと思ってるんですけども。

この大阪府の方と調整をされて、この金額になりました。その前に、17年度の給付費であるとか確定していく中で精査されていって、金額の方が、不足額が決定してくるといってお話なんですけれど

も、現実的に、実際に足らなくなるお金と、それから、大阪府の方とで調整して削られちゃったお金というのがあのかなと思うんですよ。その点はどんなふうになってるんですか。

それだけちょっとお聞かせください。

○嶋野委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 これは結果的にという話になるんですけども、実際に足らなかったのが5,400万円ほどの不足が生じたということになります。そのうち、2,593万5,000円については借り入れることができ、3年間で償還と。それから、借りることができなかった2,800万円については18年度に単年度で返還するという形になります。

○嶋野委員長 ほか、ございませんでしょうか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時20分 休憩)

(午前11時21分 再開)

○嶋野委員長 再開いたします。

議案第62号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

村上委員。

○村上委員 この議案第62号で、健康保険法等及び児童福祉法の改正に伴って、本条例を改正しますということなんですけれども、例えば、第3条第1項中の、特定療養費を保険外併用療養費に改める。こういう形で、言葉は変わっていて、逆に言えばわかりやすくなったのかなという感じがするんですけども、例えば、この条例の改正に伴って、何か市民の方が影響受けるということがあれば、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○嶋野委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 この条例改正に伴いまして、市民の方が影響を受けるかということをございますけれども、老人医療費の助成に関する条例のところ、健康保険法等の改正によりまして、療養病床に入院時の生活療養費が創設されたことによりまして、これまで療養病院等におきましては、いわゆる入院時に食事の食材料費だけの負担でございましたが、これは、介護保険制度とあわせて、特別養護老人ホーム等と同様に、食事の食材料費のほかに、いわゆる食事をつくるためのコスト、プラス光熱費等のホテルコストと言っているのでしょうか、そういった居住的なサービスに対する負担がふえたということをございます。

実際に利用者負担がふえるということでは、その分かなと思います。

○嶋野委員長 村上委員。

○村上委員 ありがとうございます。

市民が利用するに当たって特段ふえることはないということで安心はしたんです。こういう形でわかりやすい言葉に表現を直すということも、これからちょっと必要ではないのかなというふうに思います。

○嶋野委員長 ほかに質問のある方、ございませんでしょうか。

安藤委員。

○安藤委員 今回、健康保険法の方とか医療保険法、国の方が法律をかえたということでした。今ご説明ありましたように、長期の高齢者の入院患者さんの長期療養でのホテルコスト、居住費であるとか、それから、食事代の新たな負担とかということで、新しい負担が、新しい概念ですか、混合診療の拡大ということにかかわるものだというふうに思います。

今回は、そういった法律がかわったことに対して、患者さんが負担している負

担の中から、一部負担金、医療費の助成をするという摂津市の条例をかえるものだというふうに思うわけですが、

今回、この混合診療の拡大によって保険給付から外れたものについて、この助成制度というのはカバーできるのかどうか、基本的な話なんですけれども、それをちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○嶋野委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 保険給付から外れた分につきましては助成できないということで、よろしく願いいたします。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 この条例は、法律がかわったということで、今まで使われていた言葉がかわって、それを整理するということではありますけれども、それだけにとどまらない重大ないろいろな問題も含んでいるのかなというふうに思います。

ただ、この医療費の助成制度、条例、文言をかえなければ、保険給付のできる保険外併用療養費が一部助成の対象にはならないという理解でいいのかどうかというのが1点。

もう一つは、こういった国の方の法律によって変わってきた制度、混合診療の拡大もしくは食事代の全額負担であるとか、ホテルコストの負担がふえてきて、保険給付外の部分が患者さんにぼんとふえてくると。そういったところについてまでは概念が変わってしまったわけだから、患者さんの負担としてふえるというような理解でいいんですか。

その2点だけ、ちょっと確認の意味でお願いします。

○嶋野委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 1点目につきましては、先ほど申し上げましたように、保険給付外の部分につきましては対象外

ということで、確かに利用者負担の問題はあるかと思えますけれども、老人医療費助成制度等の中では、やはり今委員おっしゃいましたように、それをその助成対象としていくという考え方については難しいのかなと。また、これは必要性があれば違った形での対応になるのではないかなというふうな認識はあります。

○嶋野委員長 ほか、よろしかったでしょうか。

以上で質疑は終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時27分 休憩)

(午前11時28分 再開)

○嶋野委員長 それでは、再開いたします。

議案第63号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方、挙手を求めます。

安藤委員。

○安藤委員 議案第63号ですね、自立支援法の施行に伴って、各サービス施設が新法の方に移行するということでの改正でありますけれども、本会議の方でも、改正点をまとめてご説明をいただいたわけですが、3点あったかと思えます。

一つは、10月から、先ほどからもご説明いただいておりますように、障害者自立支援法の本格的な稼働ということで、居宅のサービスに続いて施設のサービスも移行していくと。

二つ目としたら、現行のデイサービスが、今までの体系から地域生活支援事業の方に移行していくというようなこと。

三つ目として、障害児通園施設についての今までの措置から契約の方にするというような、この3点が基本的なところだというふうに理解しておりますが、ちょっと改めて、それでよろしいのかどうか、

確認と補足をしていただきたいと思います。

それから、デイサービスについて、生活支援事業の方に移っていくということでの、ちょっとその考え方、それもあわせてお願いしたいです。これ、介護給付・訓練等給付にとどまるのであれば、当然、国や府の補助金のもとで継続していくことができるんでしょうけれども、地域生活支援事業に移った場合の補助金、先ほどのお話のとおり、非常に小さい額の中で、市として頑張っていかなければいけない問題だと思うんですけども、その点の継続の問題も含めて、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○嶋野委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 今回の、ふれあいの里条例等の一部改正につきましては、先日の本会議での説明でも申し上げましたように、今、安藤委員ご指摘の3点にわたる部分が改正の主な内容でございます。

1点目につきましては、これまで、知的障害者福祉法に基づいて実施してまいりました市立のはばたき園、ひびき園、みきの路の施設訓練等支援ということで、施設にかかわる事業につきまして、10月から障害者自立支援に基づく事業として実施することでございます。事業の中身につきましては、5年間の経過措置でございますので、当面、10月からにつきましては、事業内容については変更はございません。

それから、2点目につきましては、児童を除きます知的障害の方と身体障害の方を対象としました障害者デイサービスにつきまして、もうデイサービスという概念そのものがなくなりまして、10月から新たなサービス体系に移行しなければならないということになっておりま

す。具体的には、みきの路で実施しております知的障害者のデイサービスについては、訓練等給付の介護給付、生活介護の方へ移行してまいりたいというふうに考えております。

それから、ふれあいの里の身体障害者福祉センターで実施しております身体障害者デイサービスにつきましては、生活介護の最低定員が20名以上となっております。現行では、少し生活介護の方に移行することが難しいということで、とりあえず、10月からは地域生活支援事業の中で障害者デイサービス事業として実施してまいりたいというふうに考えております。

それから、3点目につきましては、これまで措置制度で実施してまいりました市立障害児童センターの障害児通園施設、市立つくし園と申しておりますが、この部分が、10月から、施設との契約による利用制度に移行することになっております。これに伴いまして、原則1割負担が導入されます。なお、知的障害児の通園施設の事業は、引き続き児童福祉法に基づいておりまして、事業主体につきましても、現行どおり都道府県、本市の場合では大阪府となっております。

なお、今、デイサービスの移行の形態といたしまして、介護給付の生活介護というのがございまして、常時介護が必要な障害のある方でありまして、障害程度区分が3、あわせて施設入所支援を利用する場合は区分4以上の方が対象というふうになっております。主に、食事、入浴、排せつ等の介護、日常生活上の支援や軽作業の生産活動や創作的活動の機会<sup>〇</sup>の提供などを実施してまいります。

みきの路につきましても、今、現行のデイサービスの定員は15名でございますが、ここは、いわゆる入所施設の方が

定員30名でございまして、入所施設もあわせて、今後、生活介護の方へ移行を考えておりますので、それを合わせますと、定員20名以上というのがクリアできますので、生活介護の方へ移行できるわけですが、先ほど申し上げましたように、ふれあいの里の方の身体障害者のデイサービスにつきましては、現行では少し困難と思われまますので、とりあえずは、地域生活支援事業を実施してまいります。

また、先ほどの補正予算のご質問にもございましたように、地域生活支援事業につきましては、財政的に非常に厳しい状況がございまして、やはり実際にサービスを利用されている方がいらっしゃるわけですので、引き続き現行のサービスにつきましては水準を維持してまいりたいというふう考えております。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 繰り返しになりますので、あと一回にしますが。

今、お話いただきましたように、現行水準を落とさないような形でぜひお願いしたいと思います。

それから、つくし園ですね、障害児通園施設の方については、今までの措置から新たに契約制度ということで、これ、利用料はこの10月から1割負担というふうな形になるのでしょうか。今までの大事な施設として利用されてきた方々の、先ほどからの理論、焼き直しになってしまいますけれども、1割負担となることで、負担がふえてくるということでの実態の調査であるとか、そういう軽減策、これも、先ほどの総合上限制度の中に組み込まれていくものだと思いますけれども、それについても、現状の利用者の方の実態調査をぜひしていただいて、費用負担、どのくらい上がるのかということ

も把握をしていただくことが大事だと思いますので、その点についても、よろしくをお願いしておきたいと思っております。

要望にしておきます。

○嶋野委員長 つくし園の、いつから1割負担なのかということは、これは質問でよろしいですか。

○安藤委員 違ってれば答弁していただければいいんです。

○嶋野委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 10月からです。

○嶋野委員長 それじゃあもうよろしいですか。

○安藤委員 はい。

○嶋野委員長 わかりました。

ほか、ございませんでしょうか。

以上で質疑は終わります。

暫時休憩します。

(午前11時36分 休憩)

(午前11時37分 再開)

○嶋野委員長 再開いたします。

議案第65号及び議案第66号の審査を行います。

本2件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑ございますでしょうか。

村上委員。

○村上委員 議案第65号の2ページのところなんですけれども、歳入のところ、款6、共同事業交付金、項1、共同事業交付金ということで、今回補正ということで、3億8,228万1,000円ということが計上されておまして、歳出でも、款4、共同事業拠出金、項1、共同事業拠出金ということで、同じ額が補正されております。これは、国保連合会からの歳入と、連合会への拠出ということをちょっとお聞きしておったんですけれども、この金額の算定の考え方をちょっとお聞きしたいというふうに思います。



○嶋野委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 保険財政安定化事業が、この平成18年の10月から実施されることに伴う、今回補正ということをお願いしておるわけですが、算定の根拠ということのご質問ということですが、まず、この保険財政共同安定化事業と申しますのは、1レセプトにつき30万円以上の医療費が対象になる保険者の再保険事業というものですが、今回の拠出金の算定の根拠ですが、拠出金の2分の1に当たる部分につきましては、過去3年間の30万円以上の医療費のかかっている額が、府下でどのぐらいになっているかという数字で按分された部分が2分の1と、残り2分の1につきましては、平成16年度の各月末の一般被保険者の人数、これも同様に、府下の市町村の合計された被保険者数における按分によって2分の1の分ということで、医療費に係る部分と被保険者数に係る部分によって拠出金が算定されているという形になります。

あと、交付金の算定につきましては、この事業がこの18年の10月からの実施ということで、交付金の対象になるのが30万円を超えるレセプトが対象になるということで、正直、これからの事業ということで、交付額につきましては、実績で交付されますので、きちりした額というのは、正直申し上げてちょっと出ないかなと。ただ、過去3年間の医療費の実績で按分されているということから推測して、恐らく拠出する額とほぼ同額が交付されるのではないかなという見込みで、今回、補正の方、お願いさせてもらってます。

○嶋野委員長 村上委員。

○村上委員 これは、国保財政の安定化に向けての10月からの新しい制度だと

いうようにお聞きしました。

この80万円以上の医療費がかかった保険者のところに対して、こういう今まで交付金というのがありましたということで、また、今回は新たに30万円以上の分についての制度ということで、先ほど、2分の1が、過去3年間の按分の分だと。残りの2分の1が被保険者の数でいっているということでした。これも、本当に、国保財政の安定化に向けて、やっぱり必要な制度だというふうに思いますので、今後、しっかりとまた、中身を見定めていただいて、本当にしっかりとした安定化の国保の運営ということで、よろしくお願ひしたいと思います。○嶋野委員長 ほかに質問、ございますでしょうか。

上村委員。

○上村委員 今、村上委員の質問で答えがあったんですけども、一つ、拠出金の根拠は自信があるということで答弁があって、交付金について、多分この額が交付されてくるだろうという答弁だというふうに理解していますけれども、私も、非常にこの交付金ということは、ほんまに金が入ってくるかというのが心配というか。いつも国の制度がころころ変わるというか、その時々によって変わるということが非常に危惧されるんで、非常にそのところが心配なんですけれども。

最初に戻って、この交付金、保険財政共同安定化事業というものが、その目的が、もう一度、摂津市の国保会計にとってどうなのかということ、ちょっと理解までできてませんので、もう一度説明をお願いします。

○嶋野委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 保険財政共同安定化事業が創設された目的はというご質問ですが、保険財政共同安定化事業につき

ましては、先ほどもありましたが、都道府県内の市町村国保の財政の安定化を図るというのがまず1点あるんですが、この財政の安定化を図るという中身ですが、今回、30万円以上の医療費について、保険財政共同安定化という中身ですが、それ以前に、従前から高額医療費の共同事業というのがございます。中身的には同様に、支払う保険者で、高額ないしこの30万円以上の医療費の件数が多く発生したという場合に、当然、その保険給付に要する財源というのかなり財源を要してくるという中で、そのリスク分散といいますか、市町村の保険者が一定の拠出金を出した中で、結局医療費がかかった実績に応じて交付、配分されるという形になり、多額の保険給付に対するリスク軽減という、財政の安定化というのが一つの目的と。

もう一つは、同様に、この事業については、市から拠出金を出すわけですが、各市町村国保の保険料の平準化というの、将来的には視野に見据えられているのかなという2点が、この創設の趣旨というふうに受けとめております。

○嶋野委員長 上村委員。

○上村委員 わかりにくくて、私も理解しにくいんですけども、医療費はこれからも伸び続けるということで、高齢化社会ということでは、これは避けて通れないということで、ほんの近い将来にもう倍とかいう医療費が見えてくるということで、日本の人口構造的に、高齢者、我々も近いんですけども、その団塊の世代も含めて、これから高齢化社会に入っていくということで、増加一方ということでもあります。

一方で、メタボリックシンドローム的な症候群ということで、医療にお世話になる人がふえていくということで、まず

まずこの医療費というものが国全体でふえていくということで、そういう関係で、今回、国民健康保険法等々も改正された、社会保障をどうするかということでは、年金と相敵するぐらいの非常に重要な課題ということで、その一端が、今回のこの条例改正ということできたんじゃないかなと思ってます。

この医療費が永久に伸びるということはないと。ある時点にいくと下がっていくというふうに思いますけれども、しかし、50年後には、多分、高齢者も減っていくでしょうし、日本の人口全体が減っていきますので、ただ、若い世代は、その分の負担を強られるということにつながっていくということですし、一方で、この高度医療というか、高い医療費のかかるこの高度的な医療も多分ふえてくるし、それが延命化ということで、人間の寿命を延ばしていくということでは、非常に人は減っても、やっぱり医療費ということではなかなか下がりにくいんじゃないかなと思ってます。

我々の子ども時代には、食べることに四苦八苦というか、それだけに、とりあえず食べるもんさえ見つければ、見つけるというか、そういうふうに生活をしていたんですけども、現在は長生きというか、長寿ということに対して、非常に人間の欲というものが、常にずっと探求して、結果的には世界一の長寿国に日本がなって、そして、膨大なこの医療費ともセットでいくということでは、日本の社会保障制度そのものが、日本人がつくり出したことであって、これから日本人が解決していかなければならない課題ということでは、その一端がここにあるんじゃないかなと思ってます。

摂津の国保財政も非常に厳しい。大阪府下の中でも非常に厳しい財政状況であ

るといふふうな私も認識してますし、その中で、この保険財政共同安定化事業というものが、摂津市の財政安定化、ひいては、先ほど、若干触れてましたけれども、大阪府統一の国保会計みたいなことも視野に入れた医療制度改革も今進んでますので、そういった意味では、そのはしりかなということでの理解をしますけれども、そういった思いもあって、私は、今回の議案第65号、66号ということでは、賛成をしておきますけれども、しかし、やはり国保の財政安定化ということでは、摂津市の国保財政ということ、まだまだ課題がたくさんありますので、これはまた今後の委員会の中で意見を申していきますけれども、今回の議案第65号、66号ということでは賛成ということにしたいと思います。

○嶋野委員長 ほか、ございますでしょうか。

柴田委員。

○柴田委員 今、お二人からも質問されたんですけども、私も、この共同安定化事業ということで拠出金も出される、これは、やっぱり今日まで歩いてこられた国保のいろいろなあり方の中から、どこかでやっぱり線引きをして、見直していかないかということだろうと思うんですが、このことによって、今、上村委員がおっしゃったけど、一般財源の方への大きな負荷ということにもなるのかなというふうに思うんですが、率直に言うて、このことをやってもらうことによって、国保というのは、かなり今後やっぱり安定したものにいけるといふふうに、うちの行政としても考えられるのかどうか。この事業、本当に、何かほかにあるのかなというふうなことすら少し考えるんですが。

それと、もう一つは、やっぱりうちの

国保の中で、いつも、他市も一緒ですが、やっぱり国保料の徴収というのが、非常に80パーセント台ですか、これがやっぱり大きな国保財源を圧迫しているという。これは、過去に、僕、一度お尋ねしたんですが、今、国民健康保険を、税じゃなしに、国民健康保険料で徴収されておるんですが、もう少しやっぱり市民全体がこのことに、市民の国保利用者が認識を新たにす、将来、税というような考え方も含めて移行していくというようなことで、抜本的にやっぱり徴収率のアップというようなことも考えていかなければならない時期に来ているのではないかと。これは以前に少し尋ねたのですが、うちはその制度を取り入れていきたいということになるか、ならないか別にして、府下でも幾つかのまちがそういう方法をとっておられるというようなこともありますから、その辺も含めて、一度聞かせていただいたらと思います。

○嶋野委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 まず、1点目の、保険財政共同安定化事業によって国保の財政が安定化に向かうのかどうかというご質問ですが、先ほどから申しますように、30万円以上の医療費が多くかかった場合、保険財政を当然圧迫する要因になるかなと。逆に、多くかかるということは、それだけこの共同安定化事業での交付金、戻りが多くなってくると。仮に、30万円以上の医療費が少なかったという場合には、戻ってくる割合というのは、交付としては減ってくるかなという面はございますが、保険給付を考えていくと、やっぱり件数がふえたときに、交付金でその負担を抑えていけるといふのは、将来的にはやっぱり安定の方向に向かっていくのかなというふうには考えます。

2点目の、国保料と国保税の考え方で、

収納率等の関係とかもあります。委員ご指摘のとおり、当然、料でいきますと、今、請求権の時効が2年と。税となりますと5年間の時効の範囲があるという中では、徴収に関しては、じっくりというのがいいのかどうかあれなんです、回収の方向にも力を入れていけるのかなという面も1点あろうかなと。

おっしゃっている中で、大阪府下の33市の中で、今、税方式をとっているのが2市で、ほかの市が料という方法で、摂津市を含めてやっておるわけですが、このあたりも、なぜ料が多いとか、都市部においては、比較的料を使っているところが多いんですが、このあたり、もう少し、やっぱり私どもも研究していく必要があるのかなと思っております。

○嶋野委員長 柴田委員。

○柴田委員 もう要望だけということで、考え方だけ述べておきます。

さっき言われたように、そういうことで拠出金を出して、今後、この推移はもう少し見てみないと、今回の議案第66号の条例改正に伴う内容というのはわからないと思うんですが、とにかく、もう抜本的に、国保というもののあり方を、もう単純な行政だけじゃなしに、例えば、大阪府下一円とか近畿一元とかというようなことも含めた一元化も考えていかないかというようなこともあると思うんです。過去に、国保を大きく圧迫しているのは何なんだということで、老人の医療費がごっついんだと。こいつをやっぱり線引きせないかと言うて線引きしてみたけれども、結果的に来る量は、事務が二つになって、ひどい量になってきているというようなこともあって、そうかと言うて、一方ではやっぱり国民の健康、医療というものを、やっぱり我々が安心して受けられるという体制の、一番弱者

の部分に国保があるということは、もう十分認識するわけですから、その辺も含めて、今後のやっぱりこういう健康を守り、生命を守っていく、そして、高齢者なり障害者を守っていくという中でのこの国民健康保険のあり方というのは、当然、国民の課題として考えていかなきゃならん問題だというふうに思います。

先般の、老人保健の医療費の中で、一人年間90万円ぐらい要ってるんだというようなことで、ある人に言うたら、おれ何ぼも使ってへんがと、90万円平均要ってる言うたら、だれが使うとんねんと、こんな話にもなるわけですが。しかし、現実としてそれぐらいのお金が必要。50数億の予算が組まれてるというのも事実なんです。

その中で、また一つは、この料金の回収が非常に年々悪くなってきている。これは、社会状況の反映というか、そのことも含めて、なかなかやっぱり今の格差社会が出てきて、非常にそれについていけないという社会的な原因だってあるというふうには思います。しかし、一方では、それを短絡に税で取ったらいいなということが完全にふさわしいのか、理想的なのかというのは、大都市圏ではほとんどが料でとってると。地方では税というのが多いという。これは今後考えていかれるべきで、一つは、事務のやっぱり簡素化等、徴収するのに、今二重構造になっているのに、一本化できるとか、いろいろなことを含めて、メリットというものもあるんじゃないかというふうに思いますが、その辺も含めて、今後十分検討していただきたいということで、またこれから機会があれば、その推移等をお聞かせしていただくということもあろうかと思いますが、そういう要望をしておいて、僕の質問を終わります。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 先ほどからも議論が続いてるんですが、保険財政共同安定化事業で、拠出金と交付金との関係、先ほどからもご説明をいただいていたんですけども、拠出金は、これまでの実績からの算定に基づいて拠出していくと。交付金については実績によって支払っていくと。そうすると、極端な話、今後、30万円から80万円の間の、レセプト1件当たり、それが全くなければ、交付金はゼロになってしまう。その辺、ちょっと拠出金と交付金との関係、保険のようなものだというようなお話でありましたから、拠出金よりもオーバーした実績があれば、それはオーバーした部分が来るといような理解をしているんですけども、足りなかったか、拠出金よりも範囲内でおさまっているというような場合についての、その交付金のあり方ですね。その点、ちょっと説明をしていただけたらなと思います。

それから、先ほども、老人医療助成の方の条例の方でもちょっとお伺いしたんですけども、**議案第66号**の方で、今回も健康保険法の改定によって条文も変わります。文言が、特定療養費というものから入院時生活療養費や保険外併用療養費になるというような文言になってくると。言葉が変わるだけでなく、**混合診療**の大幅な拡大になってくるといことも先ほど申し上げましたけれども、医療法の改定によって、今後、後期高齢者の方々の負担割合が2割から3割に、この10月からですかね、上がってきますし、来年1月になりますと、70歳から74歳の方の医療費の負担割合が1割から2割と、また二倍になっていくと。そういうような流れがある中のもので、市民にとって、これは負担が大きくなるのではないかということで、非常に危惧し

ているわけです。

そういった観点から確認をさせていただきたいんですが、先ほども言いましたように、混合診療が拡大されるわけですので、今まで保険できていたものが保険がきかなくなるというようなこと。よく、国民健康保険の窓口の方に相談に来られる方の中で、非常に生活困難な中で、医療費の支払いが難しいということで、高額療養費の申請に来られる方、それから、一部負担金の減免を申請に来られる方がいらっしゃると思います。お医者さんからいただいた請求書を見ますと、合計で高額療養費に十分当てはまるかなと思って窓口へ来ますと、保険給付の部分というのはその半分ぐらいで、ほとんどの残りの半分は保険のきかない差額ベッド代であるとか食事代であって、高額療養費に当てはまらなかったと。一部負担金減免されても、負担がかなり大きいものが残っているというような事態がよくよくあると思うんです。

今回のこの条例改定によって、もちろん法律改定に伴っての条例改定でありますから、直接、摂津市の国保**年金**課に責任のある話でないかもしれませんが、その辺の保険外で高額療養費の対象になる分野、それから、一部負担の減免の対象になる分野というのが、間違いなく縮小されるものなのかどうか。それ、ちょっと確認でお聞かせをいただきたいと思います。

今回の負担増によっての患者負担、直接、国保の会計の中であらわれてこないものかもしれませんが、どのような実態を予想されているのか。もしくは、今後、その実態調査をしていくという考えがあるのかどうか。老健の方にもかかわる問題かもしれませんが、それについてもちょっとお聞かせをいただき

たいと思います。

それから、もう一つは、保険外の部分が拡大するというので、基礎賦課総額ですか、保険料を計算するもとになる基礎賦課額というのは縮小するというふうに思うわけですが、その点はどうなるか。それもちょうとお聞かせください。

○嶋野委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 まず、保険財政共同安定化事業において、30万円以上の医療費が仮に全くなかった場合どうなるのかというご質問だったかと思えます。

基本的な制度は、じゃあ30万円以上の医療があった場合には交付金が交付されるという形にはなっておりますが、拠出金と交付金の関係の一定割合ということで、3パーセントを超えた場合、今、確定ちょっと聞いてませんが、3パーセントを超えた場合については、その部分については都道府県調整交付金により支援されるという形になっております。

次に、今回の法律の改正で、今まで委任払いや一部負担金減免ということできていた部分が、保険外の扱いになった場合ですが、今でもそうなんです、私ども、基本的に、保険給付対象のものでしか逆にできないという形になっておりますので、その算定についても、当然、保険給付の対象の範囲内でしか現在できないかなと思っております。

あと、基礎賦課額がこれによって縮小されるのかという面、この部分だけをとらえると、確かにそういう要素もあるのかなと思われそうですが、基礎賦課額の算定につきましては、国保の医療にかかわる部分、全体で算定していくような形になりますので、必ず縮小するのかどうかというところはちょっと断言いたしかねます。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 最初の安定化事業の方ですけれども、これは、30万円から80万円の医療費が発生して、交付されるべき実績値と実際交付される金額との差額が3パーセントを超えたら、その超した部分については都道府県の交付金によって手当されるというような理解でよろしいのでしょうか。

ちょっとそれは確認、よければそのとおりですと言っていたらいいんですが、違ったらもう一回お願いします。

それから、条例の方で、当然、保険外が拡大するわけですから、保険給付以外のものまで高額療養費ですとかカバーできないというのは当然のことかなと思います。ということは、結局、窓口での負担、入院された場合であるとか、窓口の負担、それから、今後、診療の中身がどんどんどんどん拡大していくことによって、保険給付外のものがふえてきて、負担が大きくなっていくということは間違いないことなのかなと思っています。

この利用者の方々の負担が、今でも医療保険の問題というのは、国保、それから社会保険にしても、国民の所得自体がずっと落ち込んできている中で、保険料が払えない、それから、お医者さんにかかれない。最近、テレビでも、ワーキングプアの報道もありました。働いていても生活できない。もしくは仕事がなくしてお医者さんにかかれない。または、九州の方にもありましたけれども、保険料が払えないことによって窓口に来れなくて、保険証を持ってない。患者にもなれないという方がふえているというような社会問題も報道されていますけれども、ますますこういった、保険証を持っていても、窓口で医療を受けるときに保険では受けられないようなものがふえてくるという

ことで、非常に市民・国民にとっても厳しい状況になってくるのかなと思います。

そんな中で、大阪府が、ちょっと話変わりますけれども、医療費助成制度で、乳幼児や高齢者、それから障害者、ひとり親の医療費助成制度で、一部負担金を一回500円という制度を設けたときに、利用者の方々の負担が大きくなるということの指摘があって、大阪府としても実態調査を行って、その実態調査から、利用者の方々の負担が非常に大きいということがわかってくと。それに基づいて、この7月からですか、一月2,500円という、複数の医療機関にかかっている方にとっては、2,500円という上限を設けるというような制度が改善されたというようなことがあるわけで、もちろん、これは国の医療保険制度の問題でありますから、国が基本的にはやる必要がある問題だと思うんですけども、摂津市の国保、摂津市の市民の命を預かる課として、そういった実態の調査の把握ですとかいうようなやる必要があるのではないかなと思いますが、その点はどうお考えでしょうか、お聞かせください。

○嶋野委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 まず、1点目の、3パーセントの割合ですが、これは、交付されるべき額というのが拠出金に相当した額であれば、拠出金と交付金の割合が3パーセントという一定のラインで引かれるかなと思います。

2点目について、現状で保険料のお支払いが大変な方や、医療がそれによって受けられない人などという中で、保険証の交付、不交付も含めてですが、まず**摂津市**において、保険証につきましては、皆さんに交付させていただいていると。

ただ、実際、保険料の徴収というのも、保険を運営するには大切な業務ですので、

どうしてもやっぱり保険料の支払いが滞っている方については、自動的に保険証交付ということではなくて、一たん、保険料のご相談をさせていただくという中で保険証を交付させていただいていると。そのような中で、実際、医療かかられて、例えば高額に該当しないとかいうケースについても、方法の中では、一応、一つの医療機関での自己負担限度額というのは定められておりますが、**多数該当**と申しまして、複数の医療機関にかかられたり、同一世帯でかかられた場合でも、自己負担額が2万1,000円を超えた部分については合算するというふうな制度もございまして、例えば、複数の病院で2万1,000円は超えているけれども、自己負担額には達していないような場合でも、すべて足した形で、すべてではなく、あくまで2万1,000円を超えた部分を足した形で高額の判定をさせてもらうとかいう形になっておりますので、そのあたりご理解いただきたいと思っております。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 ちょっと私お聞きしたのは、保険証のことであるとか、保険給付の中で減免制度のことをお聞きしたわけではないんですけども、保険給付の中でも、負担の重さで非常に困難な方もたくさんふえてきている中で、今回こういった医療法の改定によって、混合診療、保険外給付が拡大していくということで、もちろん、保険者としては直接的に携わる部分ではないのかもしれませんが、摂津の市民の方々が医療にかかったときにかかる負担というものがふえてくるわけですので、市としてその辺は把握していく、把握する努力、保険会計の中は保険給付の問題で、減免制度であるとかさまざまな措置を努力してとっていただい

た。保険証を全部一たんため置きをしないという方針で、保険証を出してもらうというような、いろいろな努力や工夫もしてきていただいているわけですが、今回、保険にかからない部分が出てきてしまった。言うなれば、非常にドライに言ってしまうえば、保険者としては、保険からかわらなくなる部分ですから、そこはもう市民と病院の方のそれぞれ契約に基づいてやったものですから、知りませんよと言ってしまえばそれまでかもしれませんが。

そういった法律によって生まれてきた市民の負担について、摂津の国保年金課としてどれだけ上がったかというところまで把握は、調査というのは難しいのかもしれませんが、実態、どんな状況なのか、相談に来られた方々の状況、相談する上においても、保険外診療が上がっているということを窓口で理解しているか、していないかでは相談の仕方も変わってくるかと思うんです。

その点の考え方をちょっと聞かせていただきたいなと思ったんで、その点もちょうと答えられればお願いしたい。

○嶋野委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 保険外の診療部分についてとなりますのは、私どもにレセプトというのが、毎月、医療費の診療報酬の明細という形で回ってくるんですが、あくまでも中身については保険の範囲内のものでしか回ってきませんので、なかなか保険外の部分がどうなっているかというのは、実態を把握するというのはちょっと難しいかなというところなんです。

高額療養費等の還付の請求、償還払いの請求に来られたときには、どの部分が対象になってますよという説明はさせていただいて、そのときに領収書を拝見させていただきますことはできますが、病気の内

容とかによっても、かなりさまざまなケースもありますので、実態をとというのは、今の時点ではちょっと難しいのかなというのが現実かと思います。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 実態は難しいということであれなんですけれども、混合診療の拡大ということで、保険とは別のところがふえてしまって、同じ医療を受けるにしても負担がふえてくるということは、実質としてこれから起きてくるということは、やっぱり国保の方の窓口としても、その辺は把握した上での窓口の運営や国保の運営をしていただきたいと。できるだけ実態を、いろいろな工夫もしていただきたいということだけ、要望として言うときます。

○嶋野委員長 ほか、ございませんか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後0時17分 休憩)

(午後0時19分 再開)

○嶋野委員長 再開いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第56号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第57号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第62号について、可決すること



に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第63号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第65号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第66号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会いたします。

(午後0時20分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生常任委員長 嶋野浩一郎

民生常任委員 本保加津枝